

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年八月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年七月三十一日

掲載頁 一二八頁(号外第一七三号)

令和八年八月十二日

岡山市北区田町二丁目四番一号

株式会社岡山冠婚葬祭互助会

代表取締役 藤井 彰人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千九百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年六月三十日

掲載頁 一一一頁(号外第一四五号)

令和八年八月十二日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セ

ントラルスクエア一五階

フィンテックグローバル信託株式会社

代表取締役 鷺本 晴吾

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当を受けることができる株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十二日

東京都千代田区神田神保町二丁目三八番一

一号 MKホールディングス株式会社

代表取締役 矢作 真美

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当を受けることができる株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十二日

島根県浜田市日脚町二五二番地一

明光建設株式会社

代表取締役 有田 俊輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十二日

東京都渋谷区宇田川町二番一号

株式会社エンティティ

代表取締役 森谷 邦彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十二日

愛知県東海市東海町六丁目二番一四

天徳管材株式会社

代表取締役 坂野 正幸

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市東灘区御影一丁目一三二一番地三、最後の住所兵庫県神戸市東灘区本山中町二丁目四番一七号三〇二号

被相続人 亡 中川 武

右被相続人は令和八年五月一日頃から十日頃までの間死亡し、その相続人は令和八年七月二十七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出がないときは弁済から除外されます。

令和八年八月十二日

東京都大田区久が原四丁目七番二二号

相続財産清算人 中川 実

限定承認公告

本籍山梨県南アルプス市中野一七九五番地、最後の住所長野県伊那市日影五九一三番地三六

被相続人 亡 小松 正次

右被相続人は令和八年二月一日死亡し、その相続人は令和八年八月三日長野家庭裁判所伊那支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月十二日

神奈川県海老名市中央三丁目二番五号二階

弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所

限定承認者 小松 大生

代理人 弁護士 菅原 崇

限定承認公告

本籍東京都足立区東伊興一丁目八番、最後の住所東京都足立区花畑六丁目二八番二九号

被相続人 亡 加藤 光仁

右被相続人は推定令和八年一月十六日死亡し、その相続人は令和八年七月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月十二日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一九番一

号ライオンビル六階愛知さくら法律事務所

限定承認者 田本 紀勝

右代理人 弁護士 岡田 貴文

限定承認公告

本籍岡山県総社市新本六〇三七番地、最後の住所岡山県岡山市南区箕島二二六九番地三

被相続人 亡 小坂 義一

右被相続人は推定令和八年三月十七日死亡し、その相続人は令和八年八月三日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年八月十二日

岡山県岡山市北区南方二丁目七番二二号S

UMIKAビル三階

相続財産清算人 弁護士 今村恵美子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三十億一千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年七月十三日

掲載頁 九十一頁(号外第一五六号)

令和八年八月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

トレイン特定目的会社ワン

取締役 北川 久芳

取消公告

令和八年八月五日(号外第一七六号)掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

令和八年八月十二日

東京都江戸川区松江一丁目一番一号

大弘ゴム工業株式会社

代表取締役 青柳 有輝

取消公告

令和八年七月三十日(本紙第一七五八号)掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年八月十二日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目八番八号

第一総業株式会社

代表取締役 新本 宗輝

正 誤

令和七年十二月九日(号外第二六六十九号)国土交通省告示第千五十八号(登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示)(原稿誤り) 目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

ページ 段 行

誤 正

令和八年六月二十二日掲載の広島家庭裁判所に係る令和八年(家)第三〇一一六号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

(原稿誤り)

九四 一一三六 四四 一三六 四四